

# 財政健全化法に基づく東員町の健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、令和元年度決算に基づく東員町の健全化判断比率等を公表します。

## 1 概要

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回りました。

健全化判断比率	令和1年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14. 65%	20. 00%
連結実質赤字比率	—	19. 65%	30. 00%
実質公債費比率	2. 2%	25. 0%	35. 0%
将来負担比率	—	350. 0%	

比率名	令和1年度	経営健全化基準
水道事業資金不足比率	—	20. 0%
下水道事業資金不足比率	—	20. 0%

(※赤字等が生じない場合は「—」で表示)

## 2 町財政の健全化判断比率

実質赤字比率	—
--------	---

一般会計等を対象とした実質赤字額の、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

令和元年度においては、一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は算定されませんでした。

連結実質赤字比率	—
----------	---

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または、資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

令和元年度においては、一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

実質公債費比率	2. 2%
---------	-------

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

令和元年度の比率（H29～R1の3カ年平均）は、前年度より0.4ポイント減少しました。

将来負担比率	—
--------	---

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

令和元年度においては、負債の償還に充てることができる基金等が、将来負担すべき実質的な負債を上回るため、将来負担比率は算定されませんでした。

## 3 公営企業の資金不足比率

区分	水道事業	下水道事業
資金不足比率	—	—

各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和元年度においては、いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されませんでした。